

# 豊島区教育委員会教育長賞等名義使用承認事務取扱要綱

平成29年4月1日  
教 育 長 決 裁

## (目的)

第1条 この要綱は、豊島区教育委員会教育長賞等の名義使用の事務取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (使用承認の種類)

第2条 名義の使用承認の種類は、次のとおりとする。

- (1) 教育長賞 豊島区教育委員（以下、「教育委員会」という。）が申請者の行う事業への賛意を示し、賞状等の名称として使用を承認する。
- (2) 教育長杯 教育委員会が申請者の行う事業への賛意を示し、カップ等の名称として使用を承認する。

## (使用承認の名義)

第3条 教育長賞及び教育長杯（以下、「教育長賞等」という。）において使用承認する名義は、「豊島区教育委員会教育長」とする。ただし、特に必要があると認められるときは、「豊島区教育委員会」とすることができる。

## (承認基準)

第4条 名義の使用承認は、「豊島区教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱」（昭和48年7月1日教育長決定）に基づき、当該年度において豊島区教育委員会の「後援」、「協賛」又は「共催」のいずれかの名義使用の承認を受けて実施する事業に限る。

## (申請手続)

第5条 申請者は、豊島区教育委員会教育長賞等名義使用承認申請書（別記第一号様式）（以下、「承認申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、原則として承認を得ようとする事業開始日の一か月前までに提出しなくてはならない。

- (1) 教育長賞にあつては、賞状等の原稿
- (2) 教育長杯にあつては、プレート等の原稿

## (承認・不承認の決定)

第6条 教育委員会は、承認申請書の提出があつた場合、第4条に規定する承認基準に基づき承認の可否を決定し、その結果を豊島区教育委員会教育長賞等名義使用承認通知書（別記第二号様式）（以下、「承認通知書」という。）又は豊島区教育委員会教育長賞等名義使用不承認通知書（別記第三号様式）により、申請者に通知するものとする。

## (使用承認期間)

第7条 名義の使用期間は、承認日から当該事業終了日までとし、長期にわたるものは6か月を限度とする。ただし、作品の募集に相当期間を必要とする等、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。

## (付帯事項)

第8条 名義の使用を承認する場合は、次の各号に掲げる事項を承認通知書に付し申請者に通知するものとする。

- (1) 名義の使用承認後、申請内容に変更があつた場合は、直ちに届け出ること。

- (2) 事業終了後は、その結果について、特別な事由がある場合を除き2か月以内に豊島区教育委員会教育長賞等名義使用事業終了報告書（第四号様式）を提出すること。
- (3) 第9条に規定する名義の使用承認の取り消しに関すること。

（承認の取消し）

第9条 申請者が虚偽その他不正な手段により名義の使用承認を受けたとき、あるいは不正に利用したとき、又は名義の使用にふさわしくない行為が判明したときはその承認を取り消すことができる。

（決定区分及び所管課）

第10条 名義の使用承認に係る決定区分は、豊島区教育委員会事務局事案の決定等に関する規程（平成17年豊島区教育委員会訓令甲第9号）に基づき行うものとする。

2 名義の使用承認に関する事務の所管は、教育委員会が後援する事業に係る名義の使用承認については庶務課、教育委員会が協賛及び共催する事業に係る名義の使用承認については教育委員会事務局各課とし、関係課に協議するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(第一号様式 第5条関係 承認申請書)

豊島区教育委員会教育長賞等使用承認申請書

年 月 日

豊島区教育長 あて

申請者 団体名  
(主催者) 代表者  
住 所  
連絡担当者  
連絡先 (電話番号)

下記の事業を実施するにあたり、豊島区教育委員会教育長賞等の名義使用の承認を得たいので申請いたします。

記

1. 事 業 名

2. 名 義 の 種 類 教育長賞 ・ 教育長杯

3. 使 用 名 義 豊島区教育委員会教育長 ・ 豊島区教育委員会

4. 数 量 賞 状 枚  
カップ (プレート) 個  
その他 ( )

5. 過去名義使用の有無 有 ( 年 ～ 年 連続・非連続 ) ・ 無

添付書類

- (1) 教育長賞にあつては、賞状等の原稿
- (2) 教育長杯にあつては、プレート等の原稿

(第二号様式 第6条関係 承認通知書)

豊教庶発第 号  
年 月 日

様

豊島区教育委員会  
教育長

豊島区教育委員会教育長賞等名義使用の承認について

下記の事業について、豊島区教育委員会教育長賞等の名義使用を承認したので通知いたします。

記

1. 事業名

2. 名義の種類

教育長賞 ・ 教育長杯

3. 使用名義

豊島区教育委員会教育長 ・ 豊島区教育委員会

4. 承認の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5. 承認に際しての付帯事項

- (1) 事業計画に変更があった場合には、直ちに届け出てください。
- (2) 事業終了後、2か月以内に事業終了報告書（別記第四号様式）を提出してください。正当な理由なく由なく提出が遅れたときは、次回以降の名義使用を不承認とする場合があります。
- (3) 申請者が虚偽その他不正な手段により名義使用の承認を受けたとき、あるいは不正に利用したとき、又は名義の使用にふさわしくない行為が判明したときにはその承認を取り消す場合があります。

(第三号様式 第6条関係 不承認通知書)

豊教庶発第 号  
年 月 日

様

豊島区教育委員会  
教育長

豊島区教育委員会教育長賞等名義等使用の不承認について

下記の事業について、豊島区教育委員会教育長賞の名義使用を不承認としたので通知いたします。

記

1. 対象の事業

- (1) 事業名
- (2) 開催日時
- (3) 会場

2. 名義の種類

教育長賞 ・ 教育長杯

3. 不承認の理由

(第四号様式 第8条関係 事業終了報告書)

年 月 日

豊島区教育委員会あて

申請者 団体名  
(主催者) 代表者  
住 所  
連絡担当者  
連絡先 (電話番号)

豊島区教育委員会教育長賞等使用事業終了報告書

年 月 日付 豊教庶発第 号により豊島区教育委員会から名義使用の承認を受けた事業が終了したので、報告いたします。

記

1. 事 業 名

2. 名 義 の 種 類 教育長賞 ・ 教育長杯

3. 使 用 名 義 豊島区教育委員会教育長 ・ 豊島区教育委員会

4. 数 量 賞 状 枚  
カップ (プレート) 個  
その他 ( )